

## 16 インターネットによる人権侵害

### 【コラム】 ネットは便利！でも、危険も…

インターネットは、様々なアプリやSNSの活用により、コミュニケーションの輪が広がるほか、世界中のWEBサイトにアクセスできたり、遠く離れた人とも写真や動画を共有することができたりと、世界中の様々な人とつながることができる便利なツールです。



自分の意見や作品を自由に発表できる！  
楽しみが広がる！



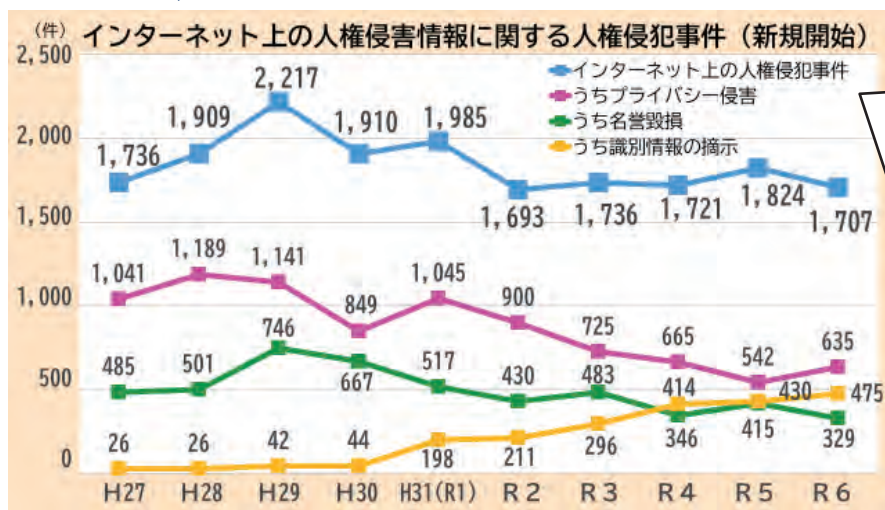
学習に利用できる！



コミュニケーションツールとして、人がつながる！

でも、危険も…

自由に意見や情報を発信・収集できるインターネットにより、表現の自由や知る権利をより一層享受できるようになった一方で、気づかぬうちに、自分の人権が侵害されたり、他者の人権を侵害したりするかもしれません。



インターネット上で、誹謗中傷につながる書き込みやプライバシーを侵害するような書き込みを見たことはありませんか。軽い気持ちで投稿したメッセージや写真によって、自分自身に留まらず、他者の名誉、プライバシーを侵害し、ときには平穏な生活や身体・生命を脅かす事態につながることもあります。そのようなインターネット上の人権侵害は近年増加傾向にあり、とても身近で、深刻な社会問題となっています。

法務省人権擁護局「令和6年における『人権侵犯事件』の状況について」  
(<https://www.moj.go.jp/content/001436205.pdf>) をもとに作成



**児童・生徒とインターネットの使い方をチェックしましょう!!**

#### ネット被害から自分を守るために

正しい知識を身につけ、自分で自分の身を守りましょう

- ユーザーID、パスワードは本人を確認するための大切なものです。他人に、不正アクセスなどさせないよう、しっかりと管理しましょう。
- インターネットで知り合った相手は、信用できない人かもしれません。直接会うことは避けましょう。また、悪用されないよう、自分や家族の情報などを伝えないようにしましょう。
- 知らない人からのメールが、コンピュータウィルスの感染源となることもあります。開かないようにしましょう。
- どんなに親しい関係でも、自分の裸の写真などを送らないようにしましょう。



#### ネットで相手を傷つけないために

ネット上の書き込み、情報発信には責任が伴います

- 相手への思いやりは大切です。チャットや掲示板を使うときは、相手を傷つけたり怒らせたりしないよう、言葉づかいに気をつけましょう。
- 著作権について考えることも大切です。つくった人の許可なく自分のホームページに他人の絵や写真を勝手に載せたりしないようにしましょう。
- 「他の人にも転送して！」などのチェーンメールは、誤った情報をたくさんの人に流してしまいます。他人が発信した情報を再投稿・拡散する前に、その情報が正しいか、他人の不利益にならないかを考えましょう。



# インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

**心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)**  
[www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro](http://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro)  
 生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。




どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい



身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士  
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 法テラス

0570-078374 [www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

[www.npa.go.jp/cyber/soudan.html](http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html)




ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)


迅速な助言

違法・有害情報相談センター (総務省)



[www.ihaho.jp](http://www.ihaho.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。




削除要請・助言

人権相談 (法務省)



0570-003-110 [www.jinken.go.jp](http://www.jinken.go.jp)

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請<sup>※</sup>を行います。  
 ※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。




プロバイダへの連絡  
誹謗中傷  
ホットライン



[www.saferinternet.or.jp/bullying/](http://www.saferinternet.or.jp/bullying/)

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。




迅速な削除の要請  
セーフライン



[www.safe-line.jp](http://www.safe-line.jp)

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画画像の通報も受け付けています。




サイトへの削除依頼  
インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



[www.internethotline.jp](http://www.internethotline.jp)

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](http://www.ipa.go.jp/secure/)」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

出典：「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド」総務省

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/trouble/reference/reference01.html](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/reference/reference01.html)

<参考資料など>

・「令和6年における『人権侵害事件』の状況について(概要)」法務省人権擁護局(令和7年3月)